

天塩川流域委員会の運営を見直すべきである
——第9回天塩川流域委員会傍聴記を作成しての市民側の見解——

私たちは11月8日に流域委員会に対して以下の3点を申し入れた。その後開催された第9回委員会を傍聴して、傍聴記を作成して検討したところ、私たちの申し入れはほとんど論議されなかった(コメント資料参照)。私たちは、流域委員会は、住民などの意見にも耳を傾けて、開発局から提案された河川整備計画を、独自の立場から練り直すことであると理解している。しかし、傍聴記を読むと、この役割についての認識が十分でなく、開発局に意見を述べるだけでよいという考えも見られた。私たちは、天塩川流域委員会が本来の役割を発揮して豊かな流域計画を作成するよう、改めて流域委員会の運営の見直しを要求する。

11月8日の申し入れ

1. 議事要旨をやめて、発言を全文掲載する議事録を作成すること。
2. 寄せられた意見に真摯に対応し、問題点を徹底的に検討するために専門部会を設置するなどして、委員会の運営を改善すること。
3. 次の委員会で申し入れに対する回答を図ること

1. 私たちの申し入れに対して開発局が回答し、流域委員会は論議しなかった。流域委員会への申し入れに対して流域委員会が回答すべきである。これでは流域委員会は外部からの意見に対して対応する能力がないということになり、流域委員会の役割をまっとうできない。
2. 流域委員は、開発局が提示した河川整備計画について自由に意見をのべるのが役割である。開発局は、出された意見を取り入れてまとめるのが開発局の役割である、との意見がだされた。このようにして河川整備計画を作成するのであれば、委員会を開催することなく、開発局は広く意見を募集すれば足りることになる。天塩川流域委員会設置要領では、第3条の審議事項に、(1)天塩川河川整備計画の案に関する北海道開発局長への意見、(2)天塩川河川整備計画の案に係わる住民等からの意見聴取の結果に関する局長への助言、となっている。流域委員会は、意見をまとめて、開発局長へ意見を述べたり、助言したりするのが役割であり、自由に意見を述べればよいということではないことは、明らかである。天塩川流域委員会の役割について委員会で改めて認識を統一すべきである。
3. 流域委員会が独自性をもつひとつの方法として、傍聴記にも示されているように、開発局のホームページに流域委員会のホームページを独自に作成すべきである。
4. 委員からの資料請求に対して開発局は真摯に対応すべきである。開発局から沙流川の二風谷の魚道が有効に機能しているという報告がなされた。これに対して委員からその報告の資料請求がなされたが、傍聴記で見るとそれに対して十分答える回答が見られなかった。以前から委員からは開発局の報告についての資料請求がなされてきたが、それに対する回答がほとんどなされてこなかった。このような状態が続くならば、委員会における科学的論議はまったく望めない。資料請求に対して真摯に対応すべきである。なお、二風谷上流域でダム建設の前後でヤマメ(正確にはヤマベ)の数が変化していないので、二風谷ダムの魚道が機能していたという報告については、この上流域でヤマベの稚魚が放流されているので、改めて放流実績資料を委員会に提出して最論議すべきである。

2005年12月22日 記者会見の要旨

「議事録」の作成を拒否している天塩川流域委員会に対して、

市民が「傍聴記」を公開

流域委員会に、全文議事録の作成と、問題点を個別に討議する専門部会、

あるいは専門家を加えた委員会での集中的な審議を要求

——第9回天塩川流域委員会傍聴記を作成しての市民側の見解——

天塩川流域委員会 清水康行 委員長殿

私たちは11月8日に流域委員会に対して以下の3点を申し入れた。

1. 議事要旨をやめて、発言を全文掲載する議事録を作成すること。
2. 寄せられた意見に真摯に対応し、問題点を徹底的に検討するために専門部会を設置するなどして、委員会の運営を改善すること。
3. 次の委員会で申し入れに対する回答を図ること

しかし、その後、11月28日に開催された第9回委員会を傍聴したところ、私たちの申し入れはほとんど論議されなかった。流域委員会は、議事録の全発言を採録した作成を拒否しているの、私たちのほうで、可能な限り、委員会での発言を採録した「傍聴記」を作成してチェックしたが、論議も、私たちへの回答もなされていないのは明らかである。

私たちは、流域委員会は、住民などの意見を広く聞きながら、開発局から提案された河川整備計画を真摯に検討し、それぞれの立場から意見を述べて、河川整備計画案を練り直すことであると理解している。しかし、傍聴記をもとに委員のご発言を丁寧に読むと、委員によっては流域委員会こうした役割についての認識が十分でなく、たんに自分の意見を述べるだけでよいという考えも見られる。私たちは、天塩川流域委員会が本来の役割を発揮して、天塩川の未来を託するに足る適切な流域整備計画を作成するよう、改めて流域委員会の運営の見直しを要求する。

以下の6点について、次回の委員会で検討され、委員長から回答していただきたい。

1. 私たちの申し入れや意見に対しては、これまでつねに開発局が一方向的に回答しているだけで、流域委員会のなかではまったく論議されていない。今のままでは、流域委員会は外部からの意見に対して対応する能力がないということになり、流域委員会の役割をまっとうできない。

開発局は事務局に徹すべきである、流域委員会への申し入れに対しては流域委員会が回答していただきたい。

2. 傍聴記によれば、ある委員からは、「流域委員は、開発局が提示した河川整備計画について、ただ意見をのべるのが役割であり、出された意見を取り入れてまとめるのが開発局の役割である」との意見がだされている。

しかし、このようにして河川整備計画を作成するのであれば、わざわざ委員会をつくって開催するまでもなく、開発局は一般から広く意見を募集すれば足りることになる。

天塩川流域委員会設置要領では、第3条の審議事項に、(1)天塩川河川整備計画の案に関する北海道開発局長への意見、(2)天塩川河川整備計画の案に係わる住民等からの意見聴取の結果に関する局長への助言、となっている。流域委員会は、意見をまとめて、開発局長へ意見を述べたり、助言したりするのが役割であり、たんに自由に意見を述べればよいということではないことは、明らかである。天塩川流域委員会の役割について、委員長の責任において、次回委員会で改めて認識を統一していただきたい。

3. 流域委員会が独自性をもつひとつの方法として、傍聴記にも示されているように、流域委員会のホームページを独自に作成すべきことが提案されている。ぜひ流域委員会のHPをつくっていただきたいと要望するが、これへの回答を求める。

4. いっぽう事務局である開発局には、委員からの資料請求に対しては真摯に対応するよう指示していただきたい。前回、開発局からは、「沙流川の二風谷の魚道が有効に機能している」という報告がなされた。これに対して委員からその報告の資料請求がなされたが、傍聴記で見るとそれに十分答える回答はなされていない。また以前から委員からは開発局の報告した内容について、それを裏付ける資料の請求がなされてきたが、それに対する回答は、これまでほとんどなされていない。このような状態が続くならば、委員会における科学的論議はまったく望めない。資料請求に対して真摯に対応するよう、事務局には強い態度でのぞんでいただきたい。

なお、二風谷上流域でダム建設の前後でヤマメ(正確にはヤマベ)の数が変化していないので、二風谷ダムの魚道が機能していたという報告については、この上流域でヤマメの稚魚が放流されているという事実を無視したものであり、到底、承服できるも回答ではない。流域委員会は、開発局に放流実績資料を提出させたうえで、魚道の効果について専門家を呼んで論議していただきたい、と要望するが、これへの回答を求める。

5. 私たちはアメリカでのダム撤去の現状を知るために、長年、アメリカでダム撤去に携わってこられた、元・米国内務省開墾局職員の河川技術者でもあり生態学者でもある著名なデイヴィッド・ウエグナー氏をお招きし、12月5、6、7日、旭川、札幌、帯広の道内3都市で、講演会

を開催した(別紙資料参照)。アメリカでは、多くのダムが撤去されており、サンルダムと同じ50mもの高さをもつ大きなダムの撤去もすでに決定されている。ダムが撤去されるいちばんの要因は、ダムにいかにも魚道を設置しても野生のサケ・マスがじゅうぶんに遡上できず、また稚魚が降河できなくなるため、サケ・マス資源が回復できないほどの大きな打撃を受けてきたからである。たとえば、別紙資料の図は、コロンビア川で4つの大きなダムが建設されたために、スチールヘッド(サクラマスに近いマス)とチヌーク・サーモンの生息数が、回復できないほど減少したことを示している。

開発局は、コロンビア川のダム群には魚道が整備されているので、サケ・マスの資源には悪影響を与えていないという主張を行なっているが、これはアメリカの現状から見てあきらかに誤った見解である。流域委員会はこの事実を重く見て、サンルダムが天塩川の魚類、とくに野生サクラマスに与える影響について、専門家を交えて徹底的な検討を行なっていただきたい、と要望するが、これへの回答を求める。

6. 以上、前回の委員会を傍聴させていただいてからあとに明らかになったことがらを中心に、流域委員会に対する私たちの意見を述べ、要望については、それへの具体的な回答を求める。

私たちは、天塩川流域の将来に、市民として重大な関心をよせるものである。意見・要望を述べるときは、文書にまとめたうえ、記者会見を行い、すべてを公開したうえで流域委員会に提出している。流域委員会は血税を使って設置、運営されている重要な委員会であり、そこに委員として参加しておられる方々は、すべて委員会の場では公人として発言されているはずである。したがってこの「傍聴記」においても、発言者が特定できたときにはお名前を挙げさせていただいている。議事録でも当然、そうすべきである。

この「傍聴記」を公開した理由は、それによって、流域委員会に参加できたものにも、できなかったものにも、初めて委員会での議論の流れや個々の発言が理解できるからである。

しかし、「傍聴記」としての限界から、聞き取れていない部分や、聞き違いもあることについてはご容赦いただきたい。

そのようなミスをなくすためにも、流域委員会は、全文議事録の作成・公開を事務局に命じていただきたい。

2005年12月22日

サンル川を守る会、サンルダム建設を考える集い・実行委員会、下川自然を考える会、名寄サンルダムを考える会、自然・文化ネットワーク、遊楽部川の自然を守る会、大雪と石狩の自然を守る会、旭川・森と川ネット21、環境ネットワーク旭川・地球村、北海道の森と川を語る会、NPO北の森と川・ネットワーク、(社)北海道スポーツフィッシング協会、(社)北海道自然保護協会。

回答送付先:060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目 加森ビル 5-6F

社団法人 北海道自然保護協会 会長 佐藤 謙

TEL/FAX 011-251-5465